

＜付録＞

## 付1 平成19年就業構造基本調査の概要

### 1 調査の目的

就業構造基本調査は、就業・不就業の実態を種々の観点からとらえ、我が国の就業構造を全国だけでなく、地域別にも詳細に明らかにし、国や都道府県における雇用政策、経済政策などの各種行政施策立案の基礎資料を得ることや学術研究のための利用に資することなどを目的としている。

この調査は、昭和31年の第1回調査以来ほぼ3年ごとに実施してきたが、57年以降は5年ごとに実施しており、今回の調査は15回目に当たる。

### 2 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第87号）で、就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）に基づいて実施した。

### 3 調査の期日

調査は、平成19年10月1日午前零時現在で行った。

### 4 調査の範囲

#### (1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約3万調査区（沖縄県587調査区）において調査を行った。

#### (2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（一の世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約45万世帯（沖縄県約8,800世帯）の15歳以上の世帯員約100万人とした。

ただし、次に掲げる者は除いた。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国の軍隊の軍人、軍属とそれらの家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の収容者のうち、刑の確定している者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者

### 5 調査の事項

15歳以上の世帯員に関するもの及び世帯に関するものから成っており、次の事項を調査した。

#### (1) 15歳以上の世帯員に関する事項

##### ア 全員について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続柄、出生の年月、在学・卒業等教育の状況、1年前の常住地、ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無、職業訓練・自己啓発の種類及び9月末1週間の就業・不就業状態

##### イ 有業者について

###### (ア) 主な仕事について

従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の経営組織、勤め先の名称、起業の有

無、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、転職又は追加就業等の希望の有無、就業時間延長等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業開始の時期、就業開始の理由、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

従業上の地位及び勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・雇用形態

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・雇用形態

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、15歳以上世帯人員、世帯の収入の種類及び世帯全体の年間収入

## 6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は次の流れで行った。

総務大臣→都道府県知事→市町村長→統計調査員→統計調査員→調査世帯  
(指導員) (調査員)

(2) 調査の実施

ア 調査員(調査員事務を民間事業者に委託して行う場合は当該民間事業者及びその民間事業者に使用される者)が調査世帯ごとに調査票を配布・取集し、質問することにより行った。

イ 調査票は、世帯員に関する事項は世帯員各人が記入し、世帯に関する事項は世帯主が記入した。

## 7 結果の推定方法

結果数値は、線型推定を行った上で、平成19年10月1日現在の都道府県、男女、年齢階級、単身・非単身別の人口を基準人口とする比推定によった。

## 8 集計及び結果の公表

集計は、独立行政法人統計センターが行った。

集計結果は、総務省統計局がとりまとめ公表した。(平成20年7月3日)

## 付2 用語の解説

### 1 年齢

平成 19 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

### 2 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、現在、妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

未婚………結婚したことのない人

配偶者あり…現在、妻又は夫のある人

死別・離別…妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる人

### 3 世帯主との続き柄

世帯主………世帯（住居と生計を共にしている者の集まり）を代表する者

通常、世帯主とみなされる人であっても、例えば、出稼ぎや単身赴任・入院などで不在期間が 3 か月以上にわたる場合は、その配偶者を「世帯主」にするなど、必ず世帯員のうちからこれに代わるべき人を世帯主とした。

親族世帯員……世帯主の親族である世帯員

世帯主の配偶者……世帯主の妻又は夫

その他の親族世帯員…世帯主の配偶者以外の親族世帯員

非親族世帯員…家事あるいは営業のための単身の住み込みの従業者など、親族以外の人

### 4 教育

調査日（平成 19 年 10 月 1 日）現在、学校に在学しているか否かによって、「在学中」、「卒業」、「在学したことがない」の三つに区分し、さらに「在学中」及び「卒業」については、それぞれ「小学・中学」、「高校・旧制中」、「専門学校」、「短大・高専」、「大学」、「大学院」の六つに区分した。

上記の各学校と入学資格や在学年数が同等でこれらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ該当する区分に含めた。

なお、15 歳以上の未就学者については、教育の各区分には含めず、総数にのみ含めた。

### 5 世帯

住居と生計を共にしている者の集まりをいう。

一般世帯…住居と生計を共にしている二人以上の集まり

なお、単身の住み込みの雇人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とした。

単身世帯…一人で一戸を構えて暮らしている者や、単身で間借りをしている者、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人

### 6 世帯の家族類型

世帯主とその親族のみから成る世帯について、次のように区分した。

なお、家族類型を決める際の「夫婦」とは、世帯内で最も若い夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い方を「夫婦」とし、子供と親はこの「夫婦」からみたものである。

夫婦のみの世帯

夫婦と親から成る世帯

夫婦と子供から成る世帯

夫婦、子供と親から成る世帯

ひとり親と子供から成る世帯

母子世帯…配偶関係が「配偶者なし」の母親と18歳未満の子供のみから成る世帯

父子世帯…配偶関係が「配偶者なし」の父親と18歳未満の子供のみから成る世帯

兄弟姉妹のみから成る世帯…配偶関係に関係なく、配偶者が同居していなければ

「兄弟姉妹」とする。

単身世帯……前記「5世帯」を参照

高齢者世帯…次のいずれかに該当する世帯をいう。

・男 65歳以上と女 60歳以上の者のみで構成されている世帯

・男 65歳以上の者のみで構成されている世帯

・女 60歳以上の者のみで構成され、少なくとも 65歳以上の者が1人いる世帯

・65歳以上の単身世帯

## 7 世帯所得

世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成18年10月～19年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。

なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

### <世帯の収入の種類>

世帯が通常得ている収入を、次のように区分した。

賃金・給料………会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている給料・賃金・賞与・役員手当などの収入

農業収入………個人経営の農業から得られる収入

なお、ここでいう農業とは、農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負などをいう。

その他の事業収入……個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入

内職収入………家庭で行う賃仕事から得ている収入

家賃・地代………家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入

利子・配当………貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入

年金・恩給………恩給・老齢基礎年金・公務員共済年金・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの公的年金、企業年金（適格退職年金等）などの収入

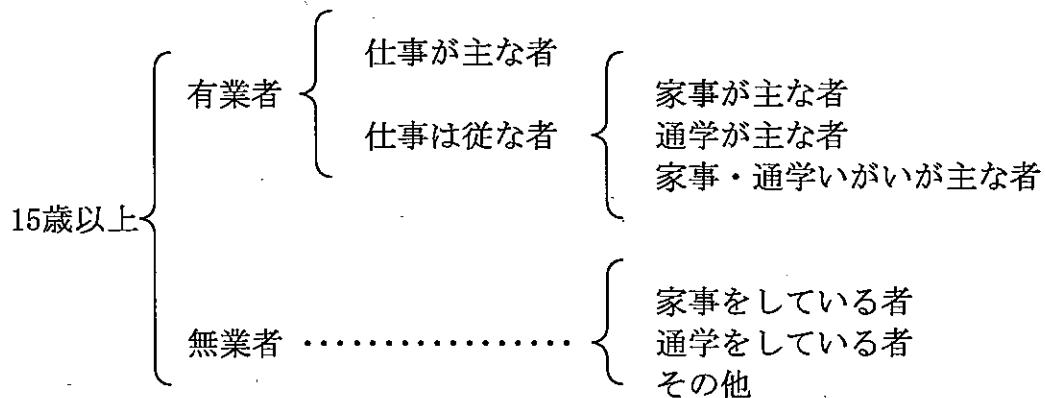
雇用保険………公共職業安定所から受ける雇用保険金

仕送り………別に住んでいる単身赴任や出稼ぎなどの親族や知人からほぼ定

期的に送られてくる生計費  
その他……………生活保護など上記以外の収入

## 8 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



### <就業状態のとらえ方>

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成19年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者なお、家族の人が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

無業者…ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

## 9 従業上の地位

有業者を、次のように区分した。

自営業主…………個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

雇人のある業主…自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

雇人のない業主…自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

内職者…………自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

家族従業者…………自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。

雇用者…………会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員…会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者

一般常雇…………役員を除く雇用者のうち、「臨時雇」及び「日雇」以外の者

臨時雇……………1か月以上 1年内の雇用契約で雇われている者  
日雇……………日々又は 1か月未満の雇用契約で雇われている者

## 10 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の七つに区分した。これらに「会社などの役員」を加えた8区分を雇用者全体の雇用形態区分として用いることもある。

また、「正規の職員・従業員」を「正規就業者」、それ以外の6区分をまとめて「非正規就業者」とした。

正規の職員・従業員…一般職員又は正社員などと呼ばれている者

パート……………就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」  
又はそれに近い名称で呼ばれている者

アルバイト……………就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又は  
それに近い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の

派遣社員…労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者

ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

・港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務

・デパートの派遣店員など

・形態が似ている民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向

契約社員……………専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

嘱託……………労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

その他……………上記以外の呼称の場合

## 11 経営組織

合名会社・合資会社・合同会社、株式会社・相互会社（有限会社を含む）などの会社を除く組織については、次のとおり区分した。

個人……………個人経営の事務所、工場、店などのほか、個人経営の農家、漁家など

官公庁など……………官公庁、国公立大学法人、独立行政法人、国営・公営の事務所（公立の小学校・中学校・高等学校、公立の病院など）

その他の法人・団体…公社、公庫、企業組合、協同組合、信用組合、労働組合、経済団体、研究団体、私立学校、後援会など

## 12 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを使っている。

### 13 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改訂）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いている。

### 14 従業者規模

勤め先の企業又は自ら経営する企業の規模を、本社、本店、支社、支店、工場、営業所などすべて含めた企業全体の従業者数によって区分した。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人に雇われている者は、従業者規模にかかわらず「官公庁など」とした。

### 15 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

200日以上就業者…1年間を通じて200日以上働いている者

200日未満就業者…1年間を通じて働いている日数が200日未満の者

年間就業日数が200日未満の者について、就業の規則性に基づき、次の三つに区分した。

規則的就業……毎日ではないが、おおむね規則的に仕事をしている場合

季節的就業……農繁期や盛漁期など特定の季節だけ仕事をしている場合

不規則的就業…仕事があるとき、又は仕事が忙しいときのみに仕事をしている場合

また、200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的就業者について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。

### 16 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう。

過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによる。

なお、家族従業者については、所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

自営業主の所得…過去1年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

雇用者の所得……賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額（現物収入は除く）

### 17 副業

主な仕事以外に就いている仕事をいう。

なお、副業を二つ以上持っている場合、従業上の地位及び産業の区分は、そのうち主なもの一つとしている。

### 18 繙続就業期間

現在の勤め先（企業）に勤め始めてからの年数をいう。途中で勤務地や職種が変わった場合でも、現在の勤め先に勤め始めてからの年数及び月数とした。

なお、季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰り返しその仕事に就いている場合には、その休業期間中も継続して就業しているものとした。

## 19 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事のことであり、「転職者」及び「離職者」については1年前の仕事を指し、「継続就業者」、「新規就業者」及び「継続非就業者」については1年以上前に離職経験がある場合の最も最近に離職した仕事を指す。

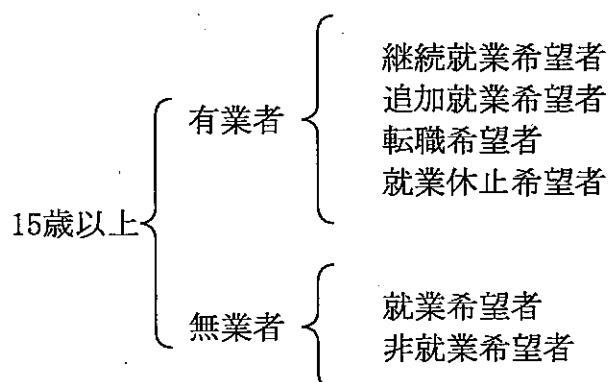
また、「転職就業者」及び「離職非就業者」については最も最近の離職した仕事を指す。

## 20 就業理由

現在の仕事に就いた理由をいい、「失業していた」、「学校を卒業した」、「収入を得る必要が生じた」、「知識や技能を生かしたかった」、「社会に出たかった」、「時間に余裕ができた」、「健康を維持したい」、「よりよい条件の仕事が見つかった」、「その他」の9区分とした。

## 21 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



継続就業希望者…現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者

追加就業希望者…現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者

転職希望者………現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者

就業休止希望者…現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者

就業希望者………何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者………仕事をする意思のない者

## 22 就業時間の希望

現在の仕事を今後も続けたい人について、現在の仕事の就業時間をどうしたいかで区分した。

今までよい…特に就業時間を変えたいと思っていない場合

増やしたい………例えば、もっと収入を増やしたいなどの理由で仕事の時間や就業日数を増やしたいと思っている場合

減らしたい………例えば、余暇時間を増やしたいなどの理由で仕事の時間や就業日数を減らしたいと思っている場合

## 23 転職希望理由

転職希望者の転職を希望する理由をいう。

一時的に就いた仕事だから…現在の仕事が、希望する仕事に就くまで暫定的に就いた仕事である場合

収入が少ない……………現在の仕事から得られる収入では十分ではない場合

事業不振や先行き不安…………倒産や人員整理のおそれがあるなどの理由から企業に将来性がないと思っている場合

定年又は雇用契約の満了

に備えて…近く迎える定年後の再就職のための仕事を定年前に見つけたい場合など

時間的・肉体的に負担

が大きい…就業時間が長過ぎるとか、仕事が過重で肉体的に負担が大きい場合や過度の緊張を要するなど精神的負担の大きい場合

知識や技能を生かしたい…………現在の仕事に自分の知識や能力が十分に生かされていない場合や仕事の内容が自分に向かない場合など

余暇を増やしたい……………もっと短時間の仕事に変わって、例えば、習いごとや学習などのため余暇時間を増やしたいと思っている場合

家事の都合……………家事（育児、介護、看護などを含む。）、結婚などの都合から他の仕事に変わりたいと思っている場合

## 24 希望する仕事の形態

転職希望者、追加就業希望者及び無業者のうち就業希望者が就くことを希望する仕事の雇用形態をいい、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「自分で事業を起こしたい」、「家業を継ぎたい」、「内職」、「その他」の8区分とした。

なお、会社などの役員として仕事をしたいと考えている者は「その他」に区分する。

## 25 就業希望の理由

ふだん仕事をしていない人が何か収入になる仕事をしたいと思っている理由をいい、「失業していた」、「学校を卒業した」、「収入を得る必要が生じた」、「知識や技能を生かしたかった」、「社会に出たかった」、「時間に余裕ができた」、「健康を維持したい」、「その他」の8区分とした。

## 26 希望する仕事の種類

無業者のうち就業希望者が就くことを希望する仕事の職種をいい、「製造・生産工程」、「建設・労務」、「運輸・通信職」、「営業・販売職」、「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「管理的職業」、「事務職」、「その他（保安職など）」、「仕事の種類にこだわっていない」の10区分とした。

なお、農林漁業の仕事を希望する者は「その他」に区分した。

## 27 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求

職者と非求職者とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、他の人に直接頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募している場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事がくるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。

また、無業者のうち就業を希望して実際に求職活動を行っている者で仕事があればすぐ就くつもり（1週間以内）の者を就業可能求職者とした。

## 28 非求職の理由

非求職者が求職活動をしていない理由をいい、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」、「知識・能力に自信がない」、「病気・けがのため」、「高齢のため」、「育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」、「家族の介護・看護のため」、「急いで仕事に就く必要がない」、「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」、「その他」の10区分とした。

## 29 求職期間

離職者及び離職非就業者のうち、仕事を探し始めたり、開業の準備をしている人で、仕事を探し始めたり、開業の準備を始めた時期から調査時点までの期間をいう。

## 30 非就業希望理由

ふだん仕事をしていない人で収入になる仕事をしたいと思っていない理由をいう。

家族の介護・看護のため…日常生活において家族のために何らかの手助けをする必要があり、就業を希望していない場合

家事（育児・介護

・看護以外）のため…炊事、洗濯などの家事をしていて、就業を希望していない場合

病気・けがのため…病気・療養などの理由で就業を希望していない場合

学校以外で進学や資格取得

などの勉強をしている…自宅や図書館などで進学や資格取得などに向け勉強しているため、就業を希望していない場合

その他…その他の理由で就業を希望していない場合

## 31 離職理由

前の仕事を辞めた理由をいい、仕事に起因する場合と、それ以外の場合に区分している。

仕事に起因する場合については、「人員整理・勧奨退職のため」、「会社倒産・事業所閉鎖のため」を非自発的理由とし、「事業不振や先行き不安」、「一時的に就いた仕事だけ

ら」、「収入が少なかった」、「労働条件が悪かった」、「自分に向かない仕事だった」、「家族の転職・転勤又は事業所の移転のため」を自己都合による理由に区分した。

## 32 離職時期

転職就業者及び離職非就業者が前の仕事を辞めた時期をいう。

### 33 離職期間

転職就業者が前の仕事を辞めた時期から現在の仕事に就くまでの期間をいう。

### 34 初職

最初に就いた仕事のことである。ただし、通学のかたわらにしたアルバイトなどは、ここでいう「最初の仕事」とはしない。

### 35 9月末1週間の就業状態

9月末1週間（平成19年9月24～30日）に少しでも仕事をしたかどうかについて、ふだんの状態にかかわらず区分した。

### 36 職業訓練・自己啓発

過去1年間（平成18年10月1日以降）に行った、仕事に役立てるための訓練や自己啓発をいう。

勤め先での研修……………勤め先（又は勤め先に関係が深い機関、例えば、親会社、子会社、勤め先に関係する研修機関など）が直接企画する研修をいう。研修場所が勤め先以外の研修施設などで行われるものも含める。

大学・大学院の講座の受講…大学や大学院の講座の受講をいう。

専修学校・各種学校の

講座の受講…専修学校・各種学校（例えば、英会話学校）の講座の受講をいう。

公共職業能力開発施設の

講座の受講…職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、生涯職業能力開発促進センター文は障害者職業能力開発校など公共の職業能力開発施設の講座の受講をいう。

講習会・セミナーの傍聴 ……講習会・セミナーなどの傍聴をいう。

勉強会・研究会への参加 ……勤め先内、勤め先外を問わず勉強会・研究会への参加をいう（自発的な有志の勉強会は含めない）。

通信教育の受講……………通信教育の受講をいう。

自学・自習……………他人から教わらずに、自分一人で学習することをいう。勤め先の指示により仕事を覚えるために、独自に学習する場合も含める。

その他……………いずれにも当てはまらない場合で、例えば、個人教授の先生に教わる場合や自発的な有志の勉強会などをいう。

うち公的助成のあったもの…国又は地方公共団体などの公的機関から助成を受けて、自発的に行ったものをいう。